

## 第 203 回内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成 22 年 2 月 12 日（金） 午後 1 時 30 分から

2 場 所 長野県職員センター

3 出席者

○漁場管理委員 12 名

漁業者代表：近藤政雄、三枝守、藤森寛治、宮島幹夫

採捕者代表：小澤哲、名取清、増澤久和

学識経験者：沖野外輝夫、片野修、桐生透、竹原文子、平林公男

○県

萩原農政部長

○事務局

中村書記長他 3 名

4 会議事項

- (1) 会長の選出について
- (2) 会長代理の選出について
- (3) 議事録署名委員の指名
- (4) 内水面漁場管理委員会の業務内容について
- (5) 遊漁規則の一部改正について
- (6) 平成 22 年度増殖指示量の変更について
- (7) コイの移動禁止指示の延長について
- (8) その他

萩原農政部長挨拶

事務局挨拶、全委員挨拶 会議に入る。

事務局 それでは、会議に入らせていただきますが、まず次第の議事の中の（1）でございます。「会長の選出について」ということで、よろしくお願いたします。すみません、座ってやらせていただきます。会長は漁業法の規程に基づきまして、委員が互選することとなっておりますので、今この場で委員の皆様からもしご提案がございましたらお伺いしたいので、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

三枝委員 座ったままでいいかね。失礼ながら。それでは、犀川漁協の三枝でございます。本日は、今回の委員の皆さん方のご芳名簿を拝見させていただきますと、今まで前期 4 年間ご苦労いただいた沖野さんがまた委員としておられますので、前期も非常に優

秀な管理委員会の運営をされたという経験で私も同席していましたが、今回もひとつ沖野さんをお願いしたいと。そのように提案を申し上げますが、よろしく願います。

事務局 ありがとうございます。ただいま沖野委員さんに会長をやっていたらというご発言がございましたけれども、皆様いかがでしょうか。(拍手)ありがとうございます。それでは、沖野委員さんに会長をお願いすることに決定いたしましたので、よろしく願います。沖野会長さんには会長席に、すみませんご移動いただきまして、一言ご挨拶をよろしく願います。

沖野会長 沖野です。あまり適役ではないというふうに思うのですが、異議ありというのは私一人なのでとりあえずやらせていただきますが、あまりうまい司会、座長ではないと思いますけれども、皆様のご協力を得て4年間保つかどうか分かりませんが、やらせていただきます。よろしく願います。

事務局 ありがとうございます。それでは、ここから沖野会長さんに議事の進行をお願いいたします。

沖野会長 それでは議事を続けたいと思いますが、一番最初に会長代理の選出をお願いしたいと思います。どなたか私を助けていただけの方をご推薦いただければというふうに思いますが。はい、片野さん。

片野委員 私としましては、三枝委員に代理を務めていただきたいと思います。その理由は、長野県の内水面に非常に精通しておられて経験豊かであるということと、前期から委員をやられていて、非常に見識があるというふうに考えますので、三枝委員を推薦いたします。

沖野会長 いかがでしょうか。他にございませんでしょうか。もし、ご意義なれば三枝さんに会長代理をお願いしたいと思います。いかがでしょう。

沖野会長 それでは申し訳ありませんが三枝さん、会長代理よろしく願います。それでは、議事に入りたいと思います。まず最初に、議事録署名委員の指名ですが、これは最初にこちらの方からお願いをすることですが、今回は三枝委員、それから増澤委員をお願いしたいと思います。よろしく願います。では、続きましてこの議事次第の何番目になるのかな。(4)になりますね。4番目ですが、「内水面漁場管理委員会の業務内容について」事務局の方からご説明いただきたいと思。よろしく願います。

事務局 (「資料1」により説明)

沖野会長 はい、ありがとうございました。今日はちょうど新しい第1回目ですので、ちょうど漁場管理委員会の職務と権限というものを説明していただきました。何かご質問おありでしょうか。いかがでしょう。また後で読んでおいていただいて、これ以後の会議の時に、もし何かあればご提言いただければというふうに思いますが。先ほど事務局からお話があったように、前回、前委員会の最後の時に、漁場環境の維持保全についての権限ができないのかというお話があったということで、この内容を調べていただいたということですが、提言はできるけど強制力はないというところが今日初めて聞いた話かなというふうに思いますが、いろんな提言があればそれに則ってやっていければというふうに思っていますので、次回以降また何かありましたらご提言いただければと思います。よろしいでしょうか。それでは、議事の方を進めさせていただきます。今日は、答申が3件ですね。(5)「遊漁規則の一部改正について」ということで、天竜川漁協と北信漁協の市町村合併に伴う標記の変更と、それから南佐久南部漁協の禁止区域の変更についての答申があります。事務局の方から説明いただきたいと思いますが。

事務局（「資料2」により説明）

沖野会長 はい、ありがとうございました。3件ありますが、最初の2件は行政区域の変更による名称の変更ということで、3件目は禁漁区の設定の変更ということですね。これは答申ですので、1件ずつ審議をしていただいて確認をしていきたいというふうに思います。まず1件目ですが、1ページ、2ページ、3ページまでにあるものです。天竜川漁業協同組合から出されている行政区域の変更に伴う名称の変更、これについてご審議いただきたいと思います。変更内容は3ページをご覧ください、新旧対照をしていただければと思いますが。

沖野会長 はい。これは、行政区域の名称変更ということですので、中身は別にいいと思いますが、よろしいでしょうか。では、異議がなければ答申どおりに承認するというのでいきたいと思います。では、承認していただいたということで、1件目は終わりにさせていただきます。2件目は、北信漁業協同組合から出された同じような内容ですが、新旧対照表は6ページ、7ページのところにございます。これも名称変更と、行政区域の変更に伴う名称変更です。ご異議ないでしょうか。よろしいでしょうか。はい。では、これも1件目と同じように答申どおり、照会どおりに答申をすることで認めさせていただきます。どうもありがとうございました。3件目ですが、3件目は最後に説明していただきましたが、南佐久南部漁業協同組合からの申請ということで、禁漁区の設定の変更ということで、内容については先ほどご説明していただきました。これについて、何かご意見がおありでしょうか。はいどうぞ、片野さん。

片野委員 ここは漁業禁止区域にするということは、漁業権は放棄していないわけですよね。やはり気になるのは、上流からこう入られる、入れるということになると、外来魚を放流される恐れがあると思うのですよ。それで、山本さんなんかはどう考えてい

るか分かりませんが、外来生物法ができたからその外来魚の放流がもう行われ  
ないと思うのは、非常に間違っておりますね。実際検挙された例もありますしね。  
長野県では今までたくさん放流されてきたというところがあるのですよ。それで、そ  
れをどうこうと言うんじゃなくて、ここでは外来魚に関する啓発の看板とか、そうい  
うものはできているのですかね。

沖野会長 いかがでしょう、事務局。

事務局 ここそのものには看板は、今現在は多分ないと思いますけれども。

片野委員 作った方がいいと思うのですよね。例えば、千曲水系では金原ダムというのも  
県営のダムですけども、できて3年で外来魚だらけになったという事例があります  
よね。ほとんどの方は、そういう規則は守っていただけだと思いますけれどもね。や  
はり、注意するに越したことはないし、ここで例えば将来外来魚のオオクチバスなり  
コクチバスが出るということになると、非常に問題ですよ。そういう意味では、や  
はり啓発のための看板というのは作っておくべきではないかと思います。今回の審議  
案件である漁業禁止区域にするというのは、そういう意味で外来魚の放流防止という  
意味でも非常によろしい処置であると考えますけれども、逆のことを言うと立入がで  
きる場所であるというふうに私は理解しましたのでね。例えば、絶壁になっていて人  
も入れないというような所ではないと。釣りができる場所であるということになりま  
すから、十分注意をするに越したことはないと思います。はい。そういう意見です。

沖野会長 はい。漁業区域の変更自身には答申、諮問どおりに答申ということですが、そ  
れに付带的に、このダムができたことによる外来魚の放流がなされないようにという、  
禁止的な処置を付け加えて提言するということでしょうか。事務局いかがでしょう  
か。

事務局 はい。ご趣旨よく分かりますので、何らかの形でできるようなことを考えたいと  
思います。

沖野会長 はい。他にいかがでしょうか。はいどうぞ、桐生さん。

桐生委員 質問なんですけど、変更の理由書にある「天然魚の保護」の天然魚というのは  
どういう魚種を対象にしているのかということと、それから「資源回復がなされた」  
ということなんですけど、どのような確認方法を取って資源回復されたのかというこ  
ろをお聞きしたいのですが。

沖野会長 これはお分かりになりますか。はいどうぞ、事務局の方。

事務局 まず、天然魚というのは、ここはほとんど放流していなかった場所です。このエ

リアまでになりますと。魚種とすればヤマメ、イワナです。その後、資源回復については実際にショッカー調査等までは行っておりませんので、主に漁協の皆さんにおけるいわゆる CPUE 的なものですね。漁獲量的なものからの判断でございます。あとは、試験場でも行っておりますけれども、いわゆる産卵行動だとか稚魚の発生は確認しております。

沖野会長 よろしいでしょうか。何かご意見は。

桐生委員 今、渓流域の委員会を全内漁連の事業でやっていますけど、ゾーニングに絡めて輪番禁漁制というのが結構やられているのですよね。こういうふうにいったん禁漁して、また資源が回復したから解禁するというやり方をその都度やるのではなくて、ゾーニング的な観点から。例えば輪番禁漁、3年禁漁にして2年解禁するとか、そういう方法も取れるんじゃないかなというふうに思います。

沖野会長 これは、答申事項に入れるということではなくて、ご意見ということでお伺いしておけばよろしいでしょうかね。はい。事務局何かありますか。

事務局 はい。そのような扱い方の例もあると思います。今回に関しては、ただ組合とすれば、どちらかと言うと種川的なものを考えた上での、やはりここをそうしておこうというもののようでございます、というふうに聞いておりますので、委員のおっしゃるような使い方では、やはり違うエリア内で今後活動していく方法ではないかと事務局としても考えます。

沖野会長 はい、どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは、諮問事項の禁漁区の区域の変更については、ご異議の意見がなかったように思いますので、これについては諮問どおり答申ということにさせていただいてよろしいでしょうか。ご異議がなければ、先ほどの片野さんからのご意見のように、禁漁にしたことに伴ってまたダムができていくということで、外来魚の放流がされないようにということで、それに関する防御処置といいますか。看板を立てるなど、それは答申ということよりは事務局の方をお願いをして、何らかの処置をしていただくということでもよろしいでしょうかね。3番目の禁漁区の変更というのも、諮問どおりよろしいということで答申したいと思います。どうもありがとうございました。3件答申については、終わったということにさせていただきます。続きまして、(6)「平成22年度増殖指示量の変更について」事務局の方でご説明をお願いします。

事務局 (「資料3」により説明)

沖野会長 はい、ありがとうございました。これは、最初に説明していただいた増殖指示量5年ごとの見直しというのがありましたね。この申し出は、22年度についてのみということですか。

事務局 22年度のみです。

沖野会長 22年度のみ。23年度については、また元へ戻ると。

事務局 可能性もあります、はい。

沖野会長 その時には、またこういう申請が出るということになると。

事務局 はい。基本的には何もなければ、これでいきますと資料(1)の6ページですね。列でいきますと真ん中よりちょっと右のところに「内共第12号 野尻湖」ということのでございまして、平成21年、25年はそれぞれコイだと110キロ、フナだと110キロという形でなっております、一番下にエビ30キロとなっておりますけれども、これは何も野尻湖漁協の方から変更の希望がなければ、そのまま30キロをやっていただくという形となっております。ですので、何らかのエビについては違う形の増殖にしたいとか、そういった意味での変更で、それかつ25年度までそれでやりたいと変更が出てきた場合は、その都度またこの場でご審議いただくこととなります。

沖野会長 今出ているのは、22年度のみということですね。

事務局 そうですね。22年度のみです。

沖野会長 はい。ということですが、何かご質問・ご意見。はい、平林さん。

平林委員 平林です。今、エビを放流しないということについて今説明をいただいたのですが、ワカサギの卵を放流するという理由については説明がないですね。どうしてワカサギなのか。他の魚種でもいいんじゃないかというふうに思うのですが、その説明についてはどういう、何かコメントがあるのでしょうか。

事務局 はい。確かに、これについては漁業協同組合の判断などもございますけれども、この中でやはり漁獲量が多い魚種で、若干今年釣れている量が、一人当たりの釣れている量が少ないというようなこともありまして、漁協とすればこれに力を入れたいという意味でワカサギを挙げてまいりましたということでございます。この魚種、特に他の魚種について全て網羅した上で資源判断をしたわけではございませんけれども、利用量、漁獲量から判断してこれに相当分の努力をするのが適切という判断を漁協で行ってきているということでございます。

沖野会長 よろしいですか。はい、片野さん。

片野委員 ちょっと分からなくなったのは、増殖指示量というのは過去何年かの漁獲量を

元に換算して、ある程度数値を出すわけだよね。違うの。

沖野会長 はい、どうぞ。

事務局 はい、増殖指示量ですので、それぞれの。端的に申しますと、まず漁業権魚種ということで各漁協の方から免許をする場合にはこういう魚種を増殖するということで、まず魚種の種類が上がってまいりまして。まずは、漁協の資金の部分からやはりまず考えていきますので、組合員の皆様から集めている賦課金の分と、それと遊漁料として入ってくる収入について、それを一応まず今ちょっと数十%とすぐ正確なやつが出てこないのいけないんですけれども、それを案分していきまして、それで目標となる増殖していただくのに使う目安となる金額をまず出して、それに基づきましてそれぞれの値段と額と量について単価がございまして、それを漁協とこの魚種についてはこれくらいの増殖をしていきたいというのを事務局の方で調整をいたしまして、案をこの漁場管理委員会に出して、それでこれくらいの増殖をそれぞれ最低限はやっていただきたいということで決めたものでございます。

片野委員 例えば、アユの指示量が多くてフナが少ないというのは、それはアユを沢山漁獲するからということでしょう。それとも、漁協がアユを沢山放流したいという希望があるからやっているわけ。

事務局 両方あると思いますけれども、やはり放流したいという意見が出るのはそれだけ利用量があるということもありますし、またアユについてはどうしてもご存知のとおり天然再生産がないという部分がありますので、若干多目になることはあると思いますけれども。それはやはり。

片野委員 だから、やっぱり過去の何年間かの平均的な漁獲量みたいなものを使いながら、指示量を計算するんじゃないのですか。違うの。

事務局 はい。それは委員会の中では漁協の判断、漁業権者の自分達の自主性をかなり認めている中でやっているものでございます。ただ、基本的にこの魚種についてやらないというのは、それは義務を果たしていないことになりまして、また方法についても稚魚放流にするか、あるいは産卵場の増設にするか、それはそちらの漁場の状況の実態に合わせたものについて、やっていただいているということです。

片野委員 そのところはちょっと保留するけれども、そうするとある生物が今年沢山いそうだから、増殖義務を今年しないと少なくするというのは、今までも認められていた概念なのですか。

事務局 はい。

片野委員 それは、漁協が今年沢山いると言え、それで信じてやるということなの。

沖野会長 三枝さん、何か申し上げるのでしたら。

三枝委員 漁業権免許の更新時に、各単協さんの漁業権魚種というのが認定されるわね。それが基準になって増殖指示するのに対しての増殖指示、金額ベースで割ってくる。金額ベースは、賦課金の35の遊漁料の45じゃなかったですかね。それを基準に金額ベースで割り当てて、それを漁業権魚種に各単協さんの希望によって割り振る。それが指示量だと思ったが。

片野委員 ということは、過去のやっぱり実績ですよ。過去の希望。

三枝委員 漁協はある程度判断をするわけ。漁業権魚種の中で、そこで一応アユ漁場が一番盛んなところはアユにウエイトを置くとか、そういう中で調整をさせていただいていると思っていたがね。うちはそれだけアユをやっているから、もちろん漁業権魚種じゃないから指示量の割り当てはないと。漁業権魚種に対しての指示量が、割り当てがある。そういうふうに認識をしているがね。

片野委員 その辺はあまり、では僕は過去の統計量とかね、漁獲量に基づいて厳密に出しているのかと思ったけれども、これは按配でやっているということですね。要するに、按配でね。

沖野会長 事務局どうですか。今のまとめていただいて。

事務局 はい。先ほど数字が出てなくて申し訳ありませんでした。今、三枝委員がおっしゃったように、まずは額。組合員が負担する経費、賦課金等の35%、その他の収入、遊漁料等保証金もごございますので、45%は必ず増殖に回してくださいと。増殖に使ってくださいと。まず金額を出した後、その魚種を。漁業権魚種は決まっておりますが、その魚種の中でどのように増殖するかという内容については、漁協の任意性というのを尊重しております。その中で、ただ最低限それだけはやっていただきたいという数字を出していただくというのが、この指示量というものでございますので、すみません。そのように整理させていただきます。

片野委員 あと、そのエビを例えば野尻湖に放す場合、このエビというのはどこから持ってきていたのかしら。県の水産試験場で作っているスジエビのことかしら。分からない。

事務局 これは、水産試験場さんではないと思いますけれども、基本的にはスジエビを購入してやっていますね。



片野委員 やっている。

沖野会長 あまり放流については確認はされていないということですかね。どこから獲ってきているかという。

事務局 放流したことの確認は書類上でございますけれども、全部立ち会っているわけではございません。それはできませんので、漁業協同組合の経営上の確認はしておりますし、そこにどこからの産でなければならぬという規定はございませんけれども、そういった意味では各漁業協同組合さんが行っている増殖行為につきましては、県の方で確認をしております。

沖野会長 自主的にそちらでやっているということで、出先を把握しているわけではない。元を。はい、三枝さん。

三枝委員 ちょっとお聞きしたいのですが、実は野尻湖はブラックバスの関係で逸出防止策がいいよということで、リリース禁止の対象外になっていると思いますが、そういう観点からいくと、その対策を講じてワカサギの生育状態がどういうふうになっているのか。これを見ると、ワカサギの卵を約3,000万粒増やして対応しますよということになっているが、そこらの関係はあるのかないのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

沖野会長 これは、まだ結果が分かりづらいかもしれませんね。どうでしょう、事務局の方で。

事務局 ちょっとご質問の趣旨に間違っていたらいけないのですがけれども、バス類についてはおそらく何の措置も講じておりませんので、バス数の生息量は特に変わっていないと思います。ワカサギにつきましては、若干釣りの方での漁獲が苦労しているところがあるようですけれども、総資源量で落ちているかどうかという点については、そういう状況ではないのだらうと思います。魚群探知機等から見ますと。

三枝委員 外来魚のリリースは禁止をしていないわけだろ、野尻湖は。だから、釣ってもまた再放流をしてもいいよということになっているから、外来魚は魚を食べるということの中で、その被害があるのかないのか。それで、ワカサギの生息状況が増えているのか減っているのかという。ちょっとそこらの関係をお聞きしたかったわけ。

沖野会長 その辺いかがでしょうかね。まだ禁止してから時間的に。

事務局 はい。結局前と同じなのですね。前と同じ状況が続いているので、それで差があるかないかという、ちょっと分からない状況だと思いますね。すみません。

沖野会長 これは、3年間という期限が付いていますので、3年間の間にそういう点のデータも調べる必要があるとは思いますが、まだ今の段階ではちょっと難しいかと思いますが。はい、藤森さん。

藤森委員 ワカサギについてはね、野尻湖で増やしてみたいということについては、それはそれでいいと思うのですけれども、エビについてはですね、外来魚が生息して外来魚を少し増やしてあげたいというお考えだと思うのですけれども、エビも外来魚食べますよね。エビも食べるしワカサギも食べるんですよね。そういう中でエビが増えているというのは、私は諏訪湖漁協の状態を見てどういう条件でもってそのエビが増えたかなというのを、後々教えていただきたいということもありますので、その背景がただ単にエビが増えたというんじゃなくて、どういう背景でそのエビが増えたんだというのが分かると、逆に参考になるというふうに思いますので、それは意見とか何とか言うのではなくて、もし分かったらまた何らかの機会に情報提供していただきたいというふうに思います。以上、よろしくをお願いします。

沖野会長 はい、ご意見ということで。

事務局 はい。現在はちょっと解明できておりませんので、仮に情報が入りましたら、はい。

沖野会長 はい、近藤さん。

近藤委員 野尻湖の関係は、多分きつと昨年度というのは普通の状態じゃなかったのかもしれない。あの湖は非常に水位の変動が大きいんだよね。たまたま昨年は満水状態がずっと続いていたということで、その関係でエビが増えたのかもしれないという自然条件の変化だと思うのですね。そこのところをもう少し継続してみないとよく分からないわけですから、いずれにしてもエビの生息にとっては非常に好条件だったというのが、昨年の気象条件だったのだろうと。そういう面では、それだけ増えたところへ更にエビをお金を出して買ってきて放流するよりも、他の物でというふうなことを考えてきたのじゃないかなと。そういう面だというふうに判断していけば、単年度でという話もありますので、そういうことでやっぱり理解をしていく必要があるんじゃないかなと思います。自然環境も大分違ってきますのでね。そんなふうなこともやっぱり継続して見ていく必要があるんじゃないかと。よろしくをお願いします。

沖野会長 単年度22年度のみについてという申請ですので、今年もしかしたらゼロになるということはないでしょうけれど、少なくなる可能性もあるかもしれないということで、単年度22年度については皆さんあまり反対はないようですので、指示量の変更希望についてこの内容でということですが、桐生さん何か。

桐生委員 指示量をゼロにするという経験は、私は今までなかったのですけれども、そうい

うことが通るのかなという気がふとするのですけれど。例えば、30キロを5キロにするのならまだ話は分かるんだけど、ゼロにするということが出来るのかなと一つあります。それからもう一つ、指示量が最低限これだけやってくださいよという意味であるならば、ワカサギを3,000万増やそうが1億増やそうが関係ないわけですよ。最低2億2,000万放せばいいのだから、申請の中に増やす分は必要なのかどうかというのが、そこのところちょっと分からないのですけれど。それから、エビが増えたということで先ほども出たように、外来魚の数が減ったのかなという要因もあるのかもしれないけれど、それがなければ何故増えたかというのを検証しておかないと、こういう状況が出るとまた毎年こういう申請がなされるということになるので、今回ゼロにするというのはちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思います。

沖野会長 その辺、事務局いかがでしょう。

事務局 おっしゃっている趣旨は、ある種類であっても何らかの増殖はしなければならないという趣旨ではないかと思うのですけれども、漁協としますと何らかの藻場の造成、人工魚藻の設置のようなことをちょっとチャレンジしてみたいということを考えております。ただ、それをちょっと確実に効果があると今言える状況ではございませんので、ここの場ではちょっと出せなかったというのがございまして。場合によると、増殖の方法をそういうものに変えていこうということも考えておりまして、ちょっと私の説明足らずだったかと思えますけれども、増殖を全くしないというのはなくて、これは30キロの放流というのはちょっと控えていきたいと。ただし、これも何度かこのお話が出ていますけれども、今がちょっとかなり大量に増えているという状況で、放すことは返ってマイナスになる可能性もあるということもありまして、このような判断をさせていただきたいということでございます。委員のおっしゃった趣旨は、そのようなことだと思います。あと、ワカサギの方でございますけれども、これは最低限の方の量は一応金額的にもやっていたかなければいけないので、開けてみたらワカサギがやっぱり2億2,000万でしたとなりますと、金額的に十分な増殖を行っていないということになりますので、一応指示とすればそれに見合った量をあげさせていただいたということでございますので、そういうことです。

沖野会長 金額の方は決まっています、エビを放さない分をどこかへ回さなければいけないということですね。

事務局 はい。

沖野会長 桐生さん、ご理解いただけますでしょうか。そういうことですね。大体ご意見は出たでしょうかね。22年度のみということで、これによって今年度ですか。どうなるかというのはまだ分からないわけですが、野尻湖の漁協の方からの申請22年度のみ。とりあえずこの形でお認めいただけるでしょうか。よろしいでしょうか。これで23年度については、出てこなければ元へ戻ることになりますか。

事務局　そうです。

沖野会長　そうですね、はい。22年度のみということですのでね。野尻湖の漁協の方にも、増えたからといって今年度同じように増えるということがあるかどうかというのは分からないわけですね。だから、その辺十分注意して見ていくということが必要だという皆さんのご意見だと思いますので、その辺も意見としてお伝えいただければというふうに思います。たまたま水位が変わらなかったという大きな環境変動があったということですので、今年もそうかどうかというのは分からないわけですね。注意してやっていただくということだと思っております。

事務局　はい。

沖野会長　委員会としては、一応申請された希望量については認めるけれども、十分注意して経過を見てほしいというふうにお伝えいただければというふうに思います。そんなところでよろしいでしょうか。はい、片野さん。

片野委員　これは、今の決定にどうこうというのじゃなくて、今一つ水位の環境変化の話がありました。そうかもしれませんし、外来魚の中でいえば、いわゆるコクチバスとブルーギルの動態ですね。一時野尻湖でブルーギルが増えているという話を聞きましたけれども、最近はどうなのか。例えば最近カワウが増えてきて、いろいろ魚を食って川も湖も魚が食われているという話があるので、そういう影響があるのかどうかとかですね。ちょっといろいろな要因があって、今長野県の湖沼河川の生態系というのは何かドラスティックに変わっている感じがあるのですよね。だから、野尻湖もエビが増えたというだけじゃなくて、外来魚それから他の在来魚等のいろんな変化が起きている可能性があるんで、その辺漁場委員会としてもできるだけ情報を集めるようにしていただきたいなと思います。意見です。

沖野会長　はい。事務局の方で、その辺を心がけていただければと思います。

事務局　はい、分かりました。

沖野会長　それでは、平成22年度の増殖指示量、野尻湖農業協同組合から申請のあったものをこの委員会で認めるということで。あとは、十分注意して経緯を見てほしいというふうなことをお伝えいただければと思います。どうもありがとうございました。次は、(7)ですが、「コイの移動禁止指示の延長について」ですよ。資料は「4」でしょうか。では、お願いします。

事務局　（「資料4」により説明）

沖野会長 はい、ありがとうございました。内容を詳しく説明していただきましたが、コイヘルペスウイルスに関するもので、移動禁止指示の1年間の延長というものが提案されているわけです。何かご意見おありでしょうか。藤森さんどうぞ。いいですか。

藤森委員 諏訪湖はコイが生息している大きな湖の一つなんですけれども、諏訪湖はここ5年位ずっとこの関係でもって稚魚の放流をしなかったんですけれども、この文章を見ると長野県の県内の共用水面と、それに接する水面以外の所から稚魚を持ってきて放流するということについては問題ないというふうに解釈していいわけですか。

沖野会長 事務局いかがでしょうか。

事務局 これは、指示の上では確かに解釈として間違いではございませんけれども、安全性が図られない場合ということで、基本的にこれは先ほどの増殖指示にもございましたけれども、現在では違う文書でございますけれども、コイの増殖、放流が稚魚放流ができなくても増殖指示が出ているけれども、それができないことについてはやむを得ないという形で各漁協さんをお願いをしているところでございまして、現状であればかなり安全性につきまして、水産試験場等で検査等をされたものを放流なさるということは間違いではございませんし、あと私有水面から、公共水面ではなくて私有水面からの持ち出しというのはこの指示の中には入っておりませんので、それを持ってきて放流するのは、この指示上では問題はございませんけれども、ただそれについてはかなりリスクが認められますので、それなりの検査等の上でやって行くと、やっていただくという形はお願いしたいと思えます。

沖野会長 よろしいですか。はい、どうぞ。

藤森委員 そうすると、一番理想的な形というのは、その水域の中で捕獲したコイを産卵させて、その稚魚を放流するというのが一番いいということかね。

沖野会長 はいどうぞ、事務局。

事務局 はい。そんな形が理想的だと思いますし、またもう一つそれと同じかもしれませんけれども、現在水産庁を中心にしまして稚魚放流に頼らない形の増殖方法ということで、生態系に配慮した増殖指針事業というのがございまして、要は産卵場の造成だとか産卵場の設置によって魚を増やすためにどうやっていこうという形に、それが稚魚放流と比較してどれくらいの効果が匹敵するんだというようなことについて、実証している事業がございまして。これについて、今年度が実は最終年なのです。今年度の結果がある程度の成果が上がってくるということを私は聞いておりますので、今、藤森委員が言われたように実際にその水域の中でコイを産卵させるのは素晴らしいと思えます。それでやられているという形での放流というのが当然リスクもないし、いいと思えますし、また今申し上げたような産卵場を設けるといったようなことも水域に

よっては可能ではないかと思しますので、そのような増殖体制を取るということをやはり進めていきたいと思します。

沖野会長 よろしいですか。では、近藤さん。

近藤委員 実は質問なんですけれども、この発生しているのが平成 21 年度は個人の池ということでしたね。この個人の池の形態をちょっと教えてほしいのですが。地下水の池なんですか。それとも水路から水を引いてまた下流に流しているという池なんですか。どちらもなんですかね。要するに、地下水を利用している池なのかどうなのかも含めて、この池の形態をちょっと教えてほしいのです。

沖野会長 はい、お願いします。事務局。

事務局 はい。両方ございました。個人の池の場合でも。ですので、感染経路という意味で言うと、ちょっと確定できないところもございますし、個人の池のこちらの池は 6 軒ございますよね。基本的にはその後自分の池だけで、下に水を出さないで循環式にできる池だったのですけれども、その時まで水を入れている時もあるし、入れているんだけどこれは地下水なので上に養魚場なり、魚はいないんだけどという水で飼っていたんですけれどもという両方の事例がございまして、ちょっと残念ながら感染経路という意味では明確なものではございません。

沖野会長 はい、どうぞ。

近藤委員 やっぱりそこら辺のところを、ちょっと少しきちんと調べる必要があるんじゃないのかな。つまり流路、流入水路があって出ていくという、つまり水溜まりのような池と言っておかしいのですけれども、そういうふうな個人の池の場合だと、感染経路がある程度その水系に何かあるのかなという想定はできますけれども、完全に地下水だけでやっていたと。特に何もしないのに、その地下水の池でこれが発生したとなると、どういうことなんだろうということが、これが疑問になるわけですけどね。その辺のところも解明できているんですかね。

沖野会長 はい、事務局お願いします。

事務局 実態といたしますと、そういうことを調べます。水系なりを追いますし、あと魚の導入ということがございます。そういう形で、ある程度推定というのはいたしますけれども、残念ながら全てについて明確に感染経路が分かるという状況では調べてもちょっと残念ながらございません。逆に言えば、この発生した後にその下流で出るということは起きていないのです。それは対策を取っておりますので、個々に取っておりますので対策は取れていると思しますけれども、どうしても確実にこれが原因だというふうに明確にできないものが、特にこの最近の個発の場合は多くございます。調

べてはいるのですが、申し訳ございません。

沖野会長 よろしいですか。はい。

近藤委員 心配しているのですけれども、今おっしゃられたようにこの池の下流域でこれが実は発生していないのですよね。天然水域の中でね。川も含めて。こうやって見ると、天然水域等で、要するに川で発生していないということですよね。池で発生してそこから下流へ流れて、多分ウイルスだから流れていくはずなんですけれども、その下流でも発生していないという。こういう状況が現在で、それが正しいかどうか分かりませんが、そういう状況が見えているわけです。実は、漁協としてはコイが実際にはこの指示ですから、生きたまま持ち出してはいけないということですが、では殺せばいいんだという話になるわけですが、天然水域で獲れたコイをうちへ持ち帰って、例えば食べるにしてもなんですけれども、やっぱりそのままでは料理できないわけですよね。どうしたって生かして持って行って、それである程度泥吐きさせてから料理をする、というのが本来のコイの姿ですよね。天然のコイを食べる時にね。実際には、だからこれはもうコイの漁ができないという状況が今あるわけですし、漁協としては非常に打撃を受けている状況ではあります。そういう面で、天然水域の中で発生していない。しかし、個人の池で発生している。その辺の感染経路がどうもはっきりしないという点では、大変でしょうけれどもやっぱり追跡をしていただける方法がないんだろうかなと。できるだけ早い時期に天然の水域の中でコイの漁ができるようにしてほしいというのが、私の願いでもあるんですけれどもね。要望も含めましたけれども、よろしくひとつお願いしたいと思います。

沖野会長 はい。事務局の方でもいろいろ調べていらっしゃると思いますので、何か事務局の方からありますか。

事務局 ご指摘もとてもかと思えます。また、冒頭に申し上げましたとおりこのコイヘルペスウイルス病、いわゆる法律に基づく特定疾病という部分もございまして、この委員会の指示につきましても、やはり全国レベルで統一的なところでやっている部分もございまして、やはり今おっしゃったような河川での状況というのを、もう少し出てきた中で何らかの特定疾病上の扱いをどうするかという議論も出てくるのかと思えますが、現状では今発生している状況で、まだ発生したことがない河川も長野県にはございますので、その辺はちょっと申し訳ございませんが、今の段階ではやはり指示をもう1年出させていただきたいというお願いでございます。

沖野会長 はい。三枝さんどうぞ。

三枝委員 大変それぞれご質問出ていますが、一点。この指示内容の問題についてちょっとお聞きをしたいのですが、この指示内容はずっと17年からずっと20年くらい同じ内容の文面でそれぞれ指示をされているのですが、この中でいくと公共用水面とこれ

でいう連接一体を成すといったような水面、ここにおいて採捕したものは委員会の承認がなければ生きのまま持ち出しをしてはいけないよと書いてあるが、この指示内容でいくと養殖場で養殖したやつは河川放流をしてもいいよというようにも取れるし、それと先ほどから問題になった各単協で漁業権魚種の認定を受けて、それに基づいて増殖指示量の指示がある。その中で、コイもそれなりの指示量を受けているのです。この文面でいくと、稚魚の放流はしてもいいよと取れるんですが、ここらはどういうことになりますか。うちの方としても、何年間も放流を自粛しておりますので、コイの資源が枯渇をしてきているというのが現状なのです。なので、ここらも早いところ放流をしたいなという意見もあるもので、ここらの解釈はどういうふうにしたらいいか、ひとつお願いをしたいと思います。以上です。

沖野会長 はい。事務局、ではお願いします。

事務局 はい。先ほど藤森委員さんからのご質問があったのとちょっと重なる部分があって恐縮なんですけれども、確かにこの委員会の指示としましては、これではいわゆる私有水面のところですね。養殖場からのコイを放流することを禁止していることではございませんが、大変リスクを伴うことではございますので、それについてはどうしても放流する場合は、その同じ水系の同じ所の養魚場のコイで行う等の配慮をなされた、あるいは、検査する上で等のことをやった上で行っていただくことについては、この指示の違反しているわけではございません。それは確認させていただきます。その上で、そのような放流の方法もありますし、先ほど藤森委員さんのお話で、ベストの話はその水域で獲ったコイを親魚にしてそこで稚魚を育ててやるのが一番いいのではないかとのご意見をいただきまして、「おっしゃるとおりです」ということでまいりましたし、またもう一つ私の方で今の状況のご紹介ということで、人工産卵藻を使ったようなそういった新しい増殖方法という指針も今年度まとまりますので、そのような形のものもコイの増殖には使っていけるのではないかと。かように考えているという次第でございます。

沖野会長 三枝さん、よろしいですか。

三枝委員 施設を持っているところならね、産卵して稚魚の育成はできる。そういう施設がない単協は、どこからか稚魚を買ってこなければ放流できないわけよ。その対応が非常にどうすればいいかということなんですよ。それで、今言われた河川における養殖の方法等とは全内漁連でも今研究をしているし、それぞれの行政の指導の中にやっております。河川にそだを入れて産卵場の調整をすとか、そういう方法も今研究しているのです。それもできないところは、一番早いのは稚魚の放流が増殖時には最も早いし、効果がもし病気等の問題がなければ一番効果が早いわけです。そういう問題で、うちの組合、個人的な組合のことを申し上げて恐縮ですが、うちの組合としても過去何年間もこういうことでやっていないもので、稚魚の放流はしたいという意見もあるもので、ちょっとそこを再確認でお願い。この文面でいくとやってもいいという



ことで、やっても構わないというふうに理解してもいいのですか。

沖野会長 事務局で、はいどうぞ。

事務局 禁止はされていないと。委員会指示ではおっしゃることは禁止されておりませんが、水域によってはこういうリスクもあるということだけは分かっていたきたいのですが、当然今養殖、持続的養殖生産確保法におきまして、そこで発生した池からはもうこれは移動禁止になりますし、処分の対象となりますから、クリーンなものが出たとしますが、水域によってはその水域にいるコイがキャリアになっている場合があります。そうした場合、放したコイの方はクリーンですけれども、それに放したコイが元からいたコイに感染大量死と思われるような事例がありますので、そういった面での注意も必要なのではないかと思えます。

沖野会長 その指示は持ち出しを禁止しているけど、持ち込みについては指示がないわけですね。ただし、持ち込んだことによって中にキャリアがいれば、それによって被害が出る場合もあるということ。

事務局 それはあります、はい。先ほどもちょっと説明で申し上げましたけれども、天然水域における野生魚、無主物の取扱いに対して法律的な指示が出せるのは漁場管理委員会でございます、いわゆるこちらの法律からは出せないのです。その部分を担保しているのがこの指示でございます、養殖したものについて基本的にクリーンなものの流通ということ、クリーンなものを買いたまおうというのを担保しているのが持続的養殖生産確保法でございます、そういう仕分けの中でやっておりますので、委員さんご質問のとおりこういった意味ではこの指示の中から見れば、その部分は含まれていないということはそのとおりでございますが、今言ったような背景がございますということで。やはり放流につきましては、その利用におきまして水域の状況を考えた上でのご判断をいただくという形となっております、その上で放流を自粛するということについては致し方ないという見解を今取っているところでございます。

沖野会長 三枝さん、ご理解いただけましたでしょうか。ちょっと難しい。

三枝委員 この指示内容から言うとね、ちょっと整合性が弱いような気もするし、法的に何にも抵触しないからといって、そうすると放流をしてもいいというふうに取れるんだよね。だから、そういうことまで自粛してもらいたいということなら、何かここに折り込んでもらえればありがたいなと思うのだが。これだけでなくて。そういうことはできないですか。

沖野会長 はい、どうぞ。

事務局 申し訳ありません。そこまではちょっと指示として。今おっしゃっているのは、

多分放流してはならないという、全ての魚を放流してはならないという指示を出せというお話でしょうか。

沖野会長 コイについて。

三枝委員 ここにおり込められないかなということ。

事務局 指示は申し訳ございません。指示は破った場合は罰則が付くものでございますから、曖昧な表現は申し訳ございません、できません。

三枝委員 そうすると、やってもいいということだね。早い話がやった場合は取締りの対象にはならないということだね。

沖野会長 ただ、やる場合には稚魚が安全だということが確認されていなければいけないというのが、もう一つの法律であるということでしょう。

事務局 稚魚の、それは確認されたもので法律でありますし。

三枝委員 それは養殖場から出荷する時に検査をして、その証明があればいいという。第三者対応ができるね。

事務局 はい、おっしゃることはそれは間違いありませんが、その先で問題が起きることは別の話として、委員会指示の話とは別に対応としてはございますということです。

沖野会長 ただ、入れた場合という。

三枝委員 出した場合に各単協さんでは、各漁協ではこういう放流をしたいという希望が今あるわけ。だから、くどいようだが聞いているわけ。

沖野会長 はい、片野さんどうぞ。

片野委員 この案については、前回も議論したと思うのですよね。その時僕が言ったのは、これ厳密に言えば県内はだめということで、県外から持ち込む分はいいんですよ。文面から言えばね。県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面からは持ち出してはいけません。これはね。ただね、最近の研究でも例えば琵琶湖でコイを調べると、もうほとんどキャリアであるというデータが出ているのですよ。あれ、この前新聞か何かニュースになりましたよね。京都大学の川端先生のところで調べたらそうだった。だから、おそらく河川のコイはキャリアになっていて、もう死なないやつが残っているというのが正しい理解じゃないかと思うのです。それから、どこかでじゃあ全くこれにかかわっていないコイが入手できるかと。これは僕も調べたのですけ

れども、例えば福島とか、何とか埼玉とかがどうも大丈夫らしいと。長野はだめだ、当てにならないという話でね。聞いたんですけれど。それで福島に聞いてみたら、絶対大丈夫かと言われたら自信はないと言うのですよね。つまり、絶対安全なコイがなかなか入手できないというのがあって、それから放しても放した先のコイがみんな病気かもしれない。発病しないけど、キャリアかもしれないという問題があるのですよね。この問題の一番の解決は、やはりこの病気に対するワクチンの開発とかね、そういう物を作って大量死しないその免疫のあるものを放すというのが僕は一番いいと思うのですよ。そういう研究も進んでいるみたいなので、しばらく我慢するしかないかなという私の意見です。ただ、コイがどこもジジババゴイばかりになってね、もう食えないしね。でかいばかりで、もう食えないコイばかりになっているというのは問題ですしね。その辺もありますね。それから、コイって2種類あるのですよね。最近の研究でも。大和ゴイって言って、元々日本にいた体高の低いコイと、中国から入ってきた中国大陸ゴイとって、養殖ゴイは今ほとんど中国から輸入された大陸ゴイになっています。ただし、局所的な自然水域には大和ゴイが残っている所もあるらしいですよ。だから、そういう問題もあるということですかね。

沖野会長 きっとこの指示は、少なくとも長野県内の水域が発生源にならないようにという指示のような気もするのですね。

片野委員 だから、県の水産試験場も私の所も出たんですよ。出てもう全部、残っているコイは全部死んでもらってね。それからもう怖くて飼えないという状況なんですよね。だから、なかなか自然状態で非常に低いレベルでウイルスを持っているようなものというのは、なかなか検出しにくいというか、相当高度なやり方をしないと出ないというところもあるのですよね。だから、そこが非常に怖いところなんですけど、全部のコイが免疫を持っちゃえば逆にね、どこへ行ってもいいという話になりますよね。だから、その辺がなかなか難しいということをおききたいと。

沖野会長 ということのようですが、なかなか理解するのが難しいところがありますけれども。はいどうぞ、近藤さん。

近藤委員 私は勉強不足で本当に申し訳ないんですけども、実際にこういう発生している個人の池であろうと、そこから今度は下流域で実際にコイを捕まえてみて調べてもらっても、実際に陽性反応が出なかったはずなんですよね。そうですね。今おっしゃられたみたいに全部、川にいるのは全部キャリアだよというふうになると、「えー」という感じなんですけれども、実際にそうなんですかね。だとすれば大問題なんですよ。

沖野会長 はいどうぞ、事務局。

事務局 まず、持続的養殖生産確保法に基づいて処分なりが出ますので、どのような方法

で検査するかは、もう明確な規定がございます。それに基づいて出たものを陽性、陰性という話をしております、先ほど1ページの所を見ていただければ、170件調べているわけですね。それで出たのがもうこのうちで7件だったというのが、これが事実でございます。まず一つございまして。あと、ただもう少しセンシティブな方法で調べたら、キャリアというのはいくつかあるんじゃないかという、そういう恐れがありますので、水産庁の方で全国レベルで来年度湿潤調査というのですけれども、もう少し感度を上げた調査方法で調べてみようということ、今計画がありますので、それをもって今の事実関係はもう少しデータが出るのではないかと思います。それを確認させていただきます。あと、先ほどちょっと片野委員さんの方から県外のお話がありましたけれども、あくまでもそれぞれの委員会で、それぞれ各都道府県この委員会指示、いろいろな形で出しておりますけれども、そのコイを持ち出すのも禁止なものであるという話をしております、どこかのコイを持ってきて放すことを禁止しているような指示を出しておりませんので、その見方の問題なんですけど、出る方を止めているということで、それはちょっと確認させてください。

沖野会長 という指示の内容なのですが、そういう面でいくとあまりきちっとしたものではないような指示が、気がしないでもないですが。とりあえず、平成16年からやっている指示についても1年延長したいというご提案ですが、よろしいでしょうか。それでは、このコイの移動禁止指示の延長について、平成22年4月1日から23年3月31日まで1年間延長ということを決めさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。はい、平林さん何か。今の関連じゃなくて。はい。

平林委員 今これで決まりましたので、関連のところでちょっとコメントを付けさせていただきたいのですが、まずはプリントのミスですけれども、2ページの表ですけど、平成21年の「同上」のこの日付が間違っておりますので、これは事務的に直してください。

事務局 すみません、間違っております。ごめんなさい。

平林委員 それからもう1点は、発生件数で継続していきましようか、どうしましようかということ、これを常に毎年この委員会で決めているわけですが、1ページ目の表の下の方の表を見ていただくと分かりますように、PCRの検査件数ですね。その母集団が違っているわけですね。そうすると、多く検査すればその確認例数も増えてくるような傾向にあるような気もするので、例えば全国的な発生状況というのを見た時にも、多分これもいろんな母集団があって、多く検査をしている年もあれば多く検査していない年もあって、一概にこの数字だけで多くなった、少なくなったというのを単純に見ることはなかなか難しいのではないかなというように気が付いたのですけれども、次回の時には少しこの辺のところ、分かる範囲で少しかつデータ。今回の場合にはこういう形で県内のものについては出していただいているので、PCRの検査件数あたりにするとあまり変わっていないのかなというふうな気もしないでもな

いので、ここら辺のところのデータをもし分かれば全国的にもどんな状況なのかと分かれば、全国的な動向もある程度は推定できるのかなというような気もいたしたものですから、一応そんなところをコメントとして付けさせていただきます。

沖野会長 はい。検査件数に対する割合みたいなものを入れておくと参考になるということですよ。それから、2 ページの表、3 の表ですね。

事務局 まず、ご指摘いただきました前者でございますが、3 の平成 21 年がおっしゃるとおり間違っております。これは平成 21 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 31 日まででございます。申し訳ございません。訂正お願いいたします。あと、後者についてのご指摘につきましては、全国の発生状況について各県の PCR 検査の件数全ては多分ちょっと把握できないかとは思いますが、少なくとも長野県に関しましてはそのような形での把握も必要かと思えます。ただ、そうは申し上げても、分母の数として考えた時には、あくまでも私どもの方で把握できた数だということの一部ありまして、本当の意味での全体を見ているのかと。例えば、無作為にやっているのかというようなことになると、ちょっとそのままパーセントで出していいものかどうか分かりませんが。ただ、指標にはなると思えますので、そのように考えたいと思えます。

沖野会長 はい。あと「その他」ですが、ご出席の方から何かありますか。事務局の方で何か。

事務局 はい、すみません。「その他」ということで1つご報告させていただきます。前回の漁場管理委員会でご承認いただいた漁業調整規則の改正でございますけれども、いくつかございまして、大きく変わる分とすればニジマスの禁漁期間をなくして、ニジマスは調整規則上は1年間釣れるようにするという形の変更。あとは、禁止区域の名称の変更や場所の変更と、あとは外来魚の移植の禁止のところではブラックバス、ブルーギルについてはもう外来生物法の方で規制されているので、それについては調整規則からは落としましょうといった内容でございましたけれども、それにつきまして実は本日付で公示されました。16日で行うということになりまして。本日付だったものから、ちょっと事務局は今それを持ってきて、皆さんにこうなりましたということをお見せできません。申し訳ありませんでした。午前中に確認はしてまいりましたので、このお認めいただいたとおり調整規則の方、改正になりましたのでご報告いたします。

沖野会長 はい。それだけでよろしいですか。それでは、第 203 回漁場管理委員会、これで一応審議の方は終わりにさせていただきたいと思えます。どうもご協力ありがとうございました。では、事務局の方よろしく。

事務局 はい、ありがとうございました。長時間にわたりご熱心なご審議をいただき、本当にありがとうございました。これをもちまして第 203 回長野県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印